

(報告)次期和泉市こどもまんなか会議委員委嘱について

和泉市こどもまんなか会議条例	<p>(組織)</p> <p>第3条 こどもまんなか会議は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 子どもの保護者</p> <p>(2) こども施策に関する事業に従事する者</p> <p>(3) こども施策に関し学識経験を有する者</p> <p>(4) 公募による市民</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p>
----------------	--

現状	<p>(委員)</p> <p>・18人の委員を委嘱</p> <p>(1) 子どもの保護者:2人</p> <p>(2) こども施策に関する事業に従事する者:5人</p> <p>(3) こども施策に関し学識経験を有する者:3人、</p> <p>(4) 公募による市民:2人</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者:6人</p> <p>(任期)</p> <p>・現委員の任期は、令和4年10月28日～令和7年10月27日</p>
----	---

<p>委嘱に向けた基本方針</p>	<p>1 18人を目途に委嘱(任期:令和7年10月28日～令和10年10月27日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係団体等の推薦があった方を中心に委嘱します。 ・公募委員については2人とし、対象者を18歳以上(市議会議員、市職員及び市の2つ以上の審議会等の公募委員になっている人は不可)、市内に在勤在学している者に広げる。(前回は市内に住所を有する20歳以上) <p>2 「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」を考慮して選考していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各界各層における幅広い年齢層の中から適切な人材の選任に努める。 ・委員総数の少なくとも40パーセントは女性委員となるよう努める。(現状は55.6%) ・特に必要と認める場合を除き、再任は10年まで。 <p>3 こども施策に対する「若者」の意見反映を目的とした委員委嘱を検討(和泉市こどもまんなか会議条例第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども基本法により、自治体はこども施策の策定にあたっては、こども・若者の意見を聴取、反映することが義務付けられています。「若者」の視点で当事者としての意見をいただくために若者枠(学生等)として臨時委員の委嘱を検討しています。 ・「若者支援」などの特別事項をテーマ設定し、年齢要件18歳～29歳(仮)、委嘱期間令和8年4月1日～令和9年3月31日を想定。 ・選考方法は、公募、推薦等。
-------------------	---

<p>スケジュール</p>	<p>(推薦等の必要な場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月:団体等へ推薦を依頼→推薦書の受理を受けて、本人の承諾をいただく。 <p>(公募委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月1日～18日 広報・ホームページで公募。「子育て支援について」をテーマにした作文(800字以内)を9月18日(木) <必着> ・選考:9月下旬 <p>(委嘱)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月:庁内手続きを経て委嘱。 <p>(若者枠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年内に方針決定のうえ、委嘱に向けた庁内手続きを行います。
---------------	---